

非常勤職員の公用車使用について

平成 10 年 9 月 9 日
岩 警 務 発 第 82 号

【沿革】平成 19 年 3 月岩警第 466 号改正

各 部 長
各 所 属 長

非常勤職員については、安全運転管理面から、これまで公用車の使用を認めていないところであるが、警察業務全体の合理化、効率化を図ることを目的に、今後は非常勤職員に公用車を使用させることができることとして、下記のとおり取扱うので誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

非常勤職員、とりわけ外部活動が中心となる非常勤職員にあっては、車両の使用を制限すると、その活動範囲が限られるほか、警察業務にも支障を来すと認められることから、非常勤職員の公用車使用を認めることにより、業務量の増加、多様化に適切に対応するものである。

2 公用車使用の要件等

(1) 公用車使用を認める非常勤職員の範囲について

公用車の使用を認める非常勤職員は、次に掲げる者であって、岩手県警察自動車運転技能検定に関する訓令（昭和 51 年岩手県警察本部訓令第 11 号）に定める運転技能検定に合格したものとする。

- ア 少年巡回指導員
- イ 少年補導職員
- ウ スクールサポーター
- エ 業務補助員

(2) 公用車の使用条件について

公用車の使用については、非常勤職員の担当業務に関する場合とし、担当業務以外での使用に及ぶことのないようにすること。特に次に掲げる使用については禁止する。

- ア 他課（係）の業務に関する運転
- イ 事件関係者等の送迎に関する運転
- ウ 勤務時間外の運転
- エ 雑用その他の運転

3 公用車使用上の留意事項

(1) 所属長は、当該非常勤職員について、明らかに公用車を運転させることが不適切と認められる場合は、運転技能検定を受けさせないことができる。

(2) 所属長は、公用車を使用することとなる非常勤職員に対し、交通事故防止に関する指導・教養を徹底すること。

(3) 所属長は、非常勤職員の担当業務に関する公用車の使用であっても、その必要性に

ついて慎重に判断し、必要最小限にとどめるよう配慮すること。

4 その他

「公用車」とは、岩手県警察車両管理規程（昭和 38 年岩手県警察本部訓令第 11 号）第 2 条に規定する警察車両又は警察本部が借り上げて運行の用に供する車両をいう。したがって、他の自治体、公的機関等に所属する車両は公用車に含まれないので、誤りのないようにされたい。